

ツツと

南佐久環境衛生組合広報紙

2020

第35号

令和2年1月10日

発行者 南佐久環境衛生組合
住 所 南佐久郡佐久穂町大字宿岩306番地
TEL 0267-86-7710
印刷所 キクハラインク有限会社

【くりーんらんど】

「くりーんらんど」とは南佐久の
地域が清潔、豊か、衛生的である思い
を込めてネーミングされました。



NPO法人村産材を使う会（別称キタモク）が北相木村産材を利用し
作成した木工品と北相木産カラマツ

目次

- 南佐久環境衛生組合の紹介…………… 2
- 衛生センター・下水道事務所からお願い…………… 3
- 平成30年度決算…………… 4～5
- 水洗化のお願い…………… 6



【キノハナkinano】が北相木村産材のカンナくずで
作成したブーケ（2019年ウッドデザイン賞受賞）

衛生センター・下水道事務所からお願い

食用廃油(天ぷら油等)、調理くずなどは台所などに流さない

フライパンや天ぷらなべを洗うときは廃油を別容器に移し、一度紙などでふき取ってから洗いましょう。

調理くずなどは目の細かい「コーナー」に備えた紙袋などでうけ、流さないようにしましょう。



トイレにトイレットペーパー等以外の異物を捨てないでください

トイレットペーパー以外の異物(掃除後の雑巾、紙おむつ、生理用品、タワシ、その他ビニール製品)などは、下水をつまらせたり、処理場の処理の妨げになりますので絶対に流さないでください。



し尿等汲み取りくちの整理をしましょう

収集作業の支障になるので、汲み取りくちやその周辺に物を置かないなど整理をしましょう。また、冬期間は汲み取りくちの除雪をお願いします。



浄化槽は正しく使いましょう

- ・排気口及び送気口はふさがないようにください。
- ・便器を清掃するときは強い洗剤等を使用しないでください。浄化作用を行っている微生物が死んでしまいます。
- ・浄化槽の機能を低下させるような薬品類(殺虫剤・消毒薬)は使用しないでください。
- ・ばっき方式浄化槽は、機械の運転を絶対に止めないでください。



漏水減免について

宅内での漏水について、その水が排水設備に流入していない(地下漏水等)場合など、一定の基準を満たしているものについて下水道使用料を減免することができます。減免申請は修理後、6か月以内に申請のお手続きが必要となります。詳しくは公共下水道事務所総務係までお問い合わせください。

宅内配管の清掃及び点検の勧誘にご注意を!

各ご家庭を突然訪問し、公的機関との関係を匂わせながら宅地内の排水設備の点検・清掃などを有料で勧める業者がありますが、当組合では、宅地内の排水設備などに関して、点検及び清掃などを業者に依頼することはありません。

宅地内の排水設備は個人所有であり、維持管理については所有者の方が行っていただくこととなっていますが、点検や清掃などの必要性については、当組合の指定工事店へのご相談をお勧めします。

南佐久環境衛生組合の紹介

南佐久環境衛生組合は、佐久市と南佐久地域の町村が共同でし尿処理及び公共下水道事業を行っています。このように複数の市町村が行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織を一部事務組合(特別地方公共団体)といい、市町村と同様の組織形態をとっています。(それぞれの名簿につきましては発行日現在で掲載しています。)

議席	氏名	所属市町村	役職・委員
1	高橋 良衛	佐久市	監査委員・下水道
2	渡辺 均	小海町	下水道委員長
3	井出 薫	小海町	副議長・総務
4	林 克比古	川上村	議会運営副委員長・総務
5	新海 文人	南牧村	総務副委員長
6	井出 忠一	南相木村	議会運営委員長・総務
7	山口 吉彦	北相木村	総務
8	島崎 規子	佐久穂町	総務委員長
9	須田 良子	佐久穂町	下水道副委員長
10	石井 正行	佐久穂町	議長・下水道

議会 (構成市町村議会から選出)

会計管理者

高見澤 浩之 (佐久穂町会計管理者)

監査委員

篠原 利樹 (代表監査委員・小海町)
高橋 良衛 (議会選出・佐久市)

理事者会

組合長	佐々木 勝	(佐久穂町長)
副組合長	黒澤 弘	(小海町長)
副組合長	大村 公之助	(南牧村長)
理事	柳田 清二	(佐久市市長)
理事	藤原 忠彦	(川上村長)
理事	中島 則保	(南相木村長)
理事	井出 高明	(北相木村長)



議会報告

令和元年第2回南佐久環境衛生組合議会定例会が、10月9日に開かれまし

た。決算認定2件、条例案1件、予算案2件の議案が提出され、審議の結果、いずれも原案どおり認定、可決されました。

その他、公共下水道事業特別会計の資金不足比率について報告がありました。

〈決算認定〉

●平成30年度南佐久環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定

●平成30年度南佐久環境衛生組合公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

〈条例〉

●南佐久環境衛生組合公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

〈予算〉

●令和元年度南佐久環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)

●令和元年度南佐久環境衛生組合公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

〈報告〉

●公共下水道事業特別会計の資金不足比率について、資金不足は生じておらず、該当なしとの報告でした。

一般会計の財務書類

南佐久環境衛生組合では、平成30年度会計決算の状況をみなさんにお知らせするにあたり、組合一般会計の財務書類4表を作成いたしました。

なお、公共下水道事業特別会計は、令和2年度から企業会計に移行する準備期間のため、令和2年度決算分まで財務書類の作成を行いません。そのため、一般会計分のみの財務書類作成となっています。

一般会計では、現在は処理施設等を保有していませんので、大きな固定資産等はありません。また、平成30年度末には、組合規約の変更に伴い、新しいごみ処理施設建設のために積み立てた基金を構成町村へ全額返戻したことにより、保有資産は大きく減少しています。

①貸借対照表 (バランスシート)

資産		負債	
一般会計で保有している財産		将来世代が負担する金額	
1. 公共資産		・借金をしてつくった施設がないため、退職金などへの引当金です	
建物(書庫)	939千円		
2. 投資など(基金)	0千円		39,015千円
3. 流動資産		純資産	
現金預金	286千円	資産	負債
資産計	1,225千円	負債+純資産計	1,225千円

②資金収支計算書

29年度末資金残高	871千円
業務活動収支	△585千円
投資活動収支	0千円
30年度末資金残高	286千円

③純資産変動計算書

29年度末純資産残高	57,346千円
純行政コスト	△122,533千円
財源調達	27,397千円
30年度末純資産残高	△37,790千円

④行政コスト計算書

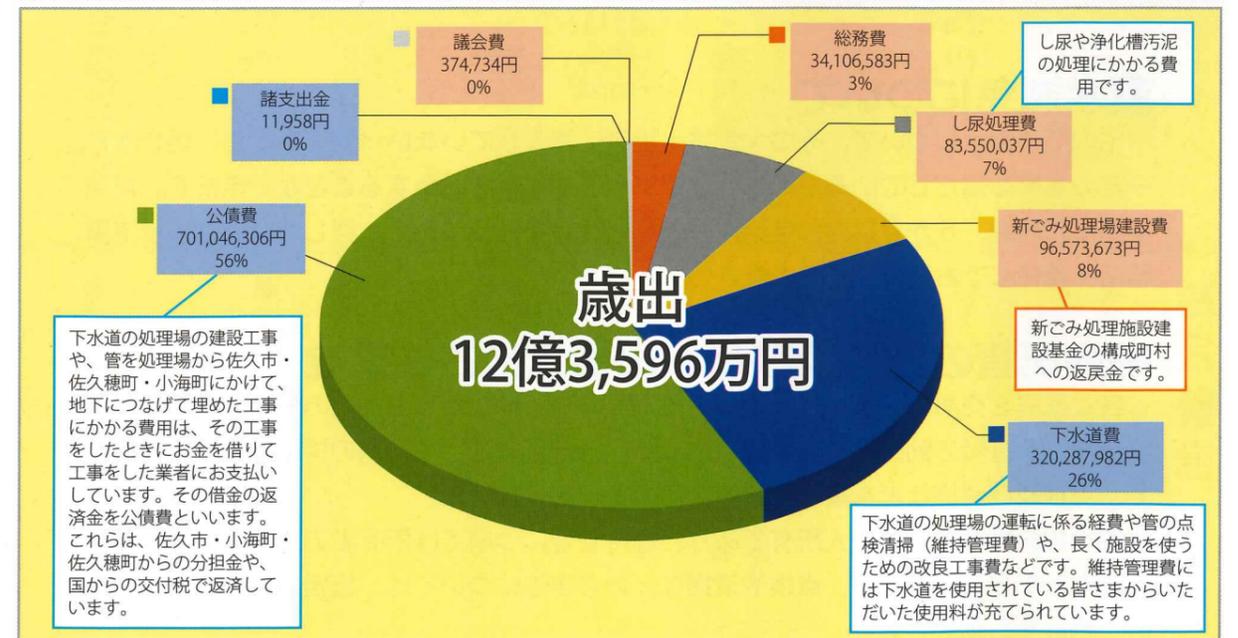
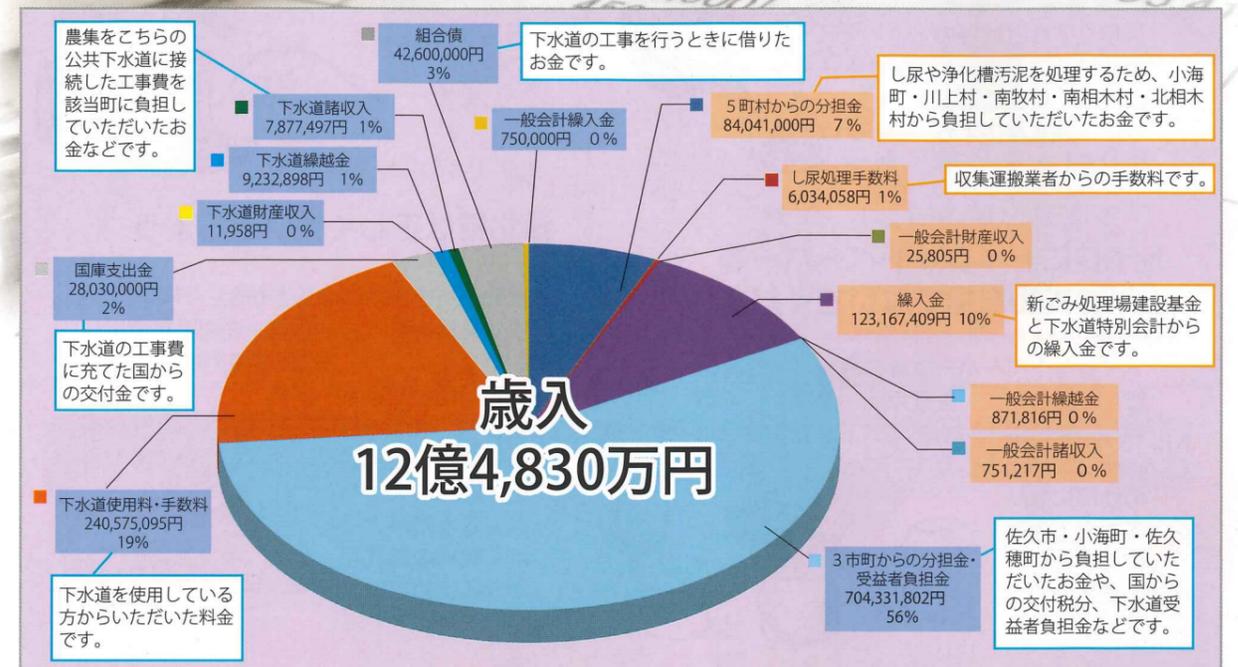
経常収益		経常費用	
し尿処理手数料	6,034千円	業務費用	114,786千円
5町村からの分担金	84,041千円	人件費	26,433千円
経常収益	90,075千円	物件費(し尿処理経費など)	88,353千円
純行政コスト	△122,533千円	移転費用(基金返納など)	97,822千円
		経常費用	212,608千円

マイナスは△で表記しています。

平成30年度の決算は

(単位:円)

会計名	歳入決算額	歳出決算額	実質収支額
一般会計	214,891,305	214,605,027	286,278
公共下水道事業特別会計	1,033,409,950	1,021,346,246	12,063,704
組合合計	1,248,301,255	1,235,951,273	12,349,982



※なお、公営企業会計に該当する、南佐久環境衛生組合公共下水道事業特別会計は、構成3市町からの分担金(繰入金)によって資金不足が生じなかったため、資金不足比率は該当ありません。

水洗化のお願い

豊かな自然をはぐくみ、生命の営みを支える「水」



下水道は、家庭や工場などからの汚水を集め、きれいにすることにより生活環境を良くし、また、河川の水質を保全するという重要な役割を担っています。公共下水道が使用できるようになった区域では、汲み取り便所は3年以内に水洗トイレに、また、台所・風呂などからの汚水は、1年以内に公共下水道に流すよう義務付けられています。

大切な水を守り、貴重な財産として未来に伝えるためにも、私たちの生活雑排水をきれいにする下水道への接続をお願いします。

Q. **水洗化**をしたいけれどどうすればいいの？

A. まずは、お近くの「**指定工事店**」へご連絡をお願いします。

指定工事店がわからない場合は、当組合へご連絡ください。

下水道料金の**減免**について

●令和元年台風19号により被災された方の下水道料金を減免しました。

全壊、大規模半壊、半壊、準半壊などの罹災証明書が発行された方で申請が済んでいない方は、下記までお問い合わせください。

転入・転出・使用者変更をされる方はご連絡を！

●当組合の管理する下水道区域内で、転入・転出・使用者変更をされる場合には、各種お手続きをしていただく必要がありますので、速やかに当方へご連絡いただきますよう、ご協力の程宜しくお願いいたします。

料金の**納め忘れ**はありませんか？

●下水道受益者負担金・下水道使用料は、健全な下水道事業を継続的に運営するため、その利益を受ける全ての皆さんが、公平に負担をしていただく必要のある大切な料金です。

納付方法や料金に関する**ご相談**は…

●納付方法や、料金に関するご相談はいつでもお気軽にお問い合わせください。

なお、納付の方法については、便利で安全な口座振替を推奨しています。お手続きは随時受け付けていますので、併せて、宜しくお願いいたします。

お問い合わせ先

●ここに記載した以外にも、下水道に関する**ご不明な点**・**ご相談**等ありましたら、

南佐久環境衛生組合公共下水道事務所 [TEL 86-7710]

までお問い合わせください。